東京シティ信用金庫

【重要事項説明書】

# 相続定期預金　【まごころ】

令和6年9月2日現在

| | |
|---|---|
| 1. 商品名<br>対象定期預金 | スーパー定期預金　『まごころ』<br>・自由金利型定期預金(M型) |
| 2. 販売対象 | ・相続手続き完了後2年以内の個人のお客様<br>相続手続き完了後2年以内であれば、相続により取得した当金庫や他金融機関の預金、不動産や株式等の売却代金も預入可能です。<br>※個人名義のみのお取り扱いとなります。 |
| 3. 期間 | ・1年：単利型<br>・2年：単利型<br>・3年：複利型<br>自動継続(元金継続・元利金継続)、非継続のお取り扱いができます。 |
| 4. 預入<br>(1)預入方法<br>(2)預入金額<br>(3)預入単位 | ・一括預入<br>・１口10万円以上相続により取得した金額の範囲内<br>・１円単位<br>※既に相続により取得した金額を当金庫定期預金にてお預りしている場合、その定期預金を満期解約または中途解約した資金でのお取り扱いはできません。<br>※ＡＴＭ・インターネットバンキングでの作成はできません。 |
| 5. 払出方法 | ・満期日以降、一括支払いします。 |
| 6. 利息<br>(1)適用金利<br><br><br><br>(2)付利単位 | ・1 年 物：年利　0.190%（税引後0.151%）<br>・2 年 物：年利　0.200%（税引後0.159%）<br>・3 年 物：年利　0.250%（税引後0.199%）<br>・初回満期日以降は、継続日の当金庫所定の店頭表示金利が適用されます。<br>・1円（日割り計算） |
| 7. 税金 | ・分離課税（国税15%、地方税5%）課税されます。<br>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。<br>但し、マル優適用分を除きます。 |
| 8. 手数料 | ―――― |
| 9. 付加できる<br>特約事項 | ・マル優のお取り扱いができます。<br>・証書式・通帳式・総合口座定期のお取り扱いができます。 |
| 10. 中途解約時の<br>取扱 | （１）1年物、2年物の場合(単利型)<br>満期日前に解約する場合は、その利息(期限前解約利息）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点以下第4位以下は切り捨てます)によって計算した利息とともに支払います。<br>①預入日の１ヶ月後の応当日から預入日の1年後の応答日の前日までの日を満期日とした預金<br>(A)6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金利率<br>(B)6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・・・・・約定利率×50%<br>②預入日の2年後の応当日を満期日とした預金<br>(A)6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金利率<br>(B)6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・・・・・約定利率×40%<br>(C)1年以上2年未満・・・・・・・・・・・・・約定利率×70% |

| | |
|---|---|
| | （２）3年物の場合(複利型)<br>満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率（小数点第4位以下切り捨て）及び預入日から解約日の前日までの日数により、6ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。<br>①預入日の3年後の応当日を満期日とした預金<br>(A)6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金利率<br>(B)6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・・・・・約定利率×30%<br>(C)1年以上2年未満・・・・・・・・・・・・・約定利率×50%<br>(D)2年以上3年未満・・・・・・・・・・・・・約定利率×70%<br>※（１）（２）共に普通預金利率を下回る場合があります。 |
| 11. 確認させていただく書類等 | （１）当金庫で相続手続きをされたお客様<br>①口座開設に伴う必要書類<br>②お届け印<br>（２）他の金融機関で相続手続きされたお客様<br>①口座開設に伴う必要書類<br>②お届け印<br>③金融機関に提出した相続依頼書<br>④遺産分割協議書<br>⑤戸籍謄本（または改正原戸籍謄本）<br>および被相続人名義の解約済み通帳または、計算書<br>⑥公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの<br>および被相続人名義の解約済み通帳または、計算書<br>※（２）③～⑥についてはいずれかの書類が必要となります。<br>※詳しくは窓口または得意先担当にご相談下さい。 |
| 12. 苦情処理措置・紛争解決措置 | 苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は業務部(9～17時、電話:03－3279－4480)にお申出ください。<br>紛争解決措置　東京弁護士会(電話:03－3581－0031)、第一東京弁護士会(電話:03－3595－8588)、第二東京弁護士会(電話:03－3581－2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9～17時、電話03－3517－5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。<br>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| 13. その他参考となる事項 | ・お取扱期間中であっても金融情勢の大幅な変動により、お取扱いを中止する場合があります。<br>・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。<br>・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。 |